

船橋市サッカー協会 第一種委員会

# 運営規程

2025年度

第1版

## 第1条【運営】

1 船橋市サッカー協会第一種委員会は、以下の構成員による運営委員会によって運営される。

- ① 委員長 ----- 1名
- ② 副委員長(強化／審判／大会運営(一般・シニア) -- 各1名
- ③ 強化部 ----- 1～5名
- ④ 審判部 ----- 1～5名
- ⑤ 大会運営部 ----- 6名  
※秋季大会のブロック運営委員は各ブロック3名とする。
- ⑥ 事務局 ----- 1～3名
- ⑦ 顧問 ----- 1～3名

2 運営委員会は、特別な場合を除き毎月1回(第1日曜日 18:00～)開催される。

3 運営委員会を欠席する場合は、本委員会で指定のされた方法で連絡しなければならない。

4 1-⑤項 大会運営部の任期は、当年度8月～翌年度7月までとする。

5 大会運営部は、規程および規則を熟読し理解した上で、運営する。

6 運営委員の選任、解任については以下とする。

### 選任について

- ・秋季大会前に開催される代表者会議に於いて各ブロックで代表1名、副代表2名を選任することとする。

### 解任について

- ・運営委員が次のいずれかに該当する場合には、運営委員会での審議のもと解任することができる。  
また、解任後の人員の補充については、各ブロック代表者同士の話し合いの下、減員分の補充を可能とする。
  - ① 任期中にチームが解散となり、運営委員も他のチームでの活動を行わない場合。
  - ② 運営委員としての責務を果たせない場合。(入院、職務怠慢など)
  - ③ 不正行為や定款又は法令に違反する行為。(反社会的勢力との関わりと法令違反も含む)

## 第2条【登録】

1 選手及び加盟団体(以下、チームという)の登録は、定められた期日及び様式をもって行い、有効期間は年度終了までとする。

2 登録受付は、前年度登録チームを優先に、新規チームを含めたチーム数を設定し行う。但し、前年度以前に登録抹消になったチームは、新規チームと同様の扱いとする。

3 登録条件としてチーム及び選手の加盟登録は、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① チームの名称は、他と区別できる明確な名称であること。
- ② チームの名称には、船橋市以外の地名や地域名等を使用しないこと。  
(船橋市内の企業等を母体とするチームは対象外)
- ③ 代表者若しくは第2連絡者は船橋市在住とし、チームの所在地は、船橋市内であること。
- ④ チームの代表者は、その氏名、住所、電話番号及び緊急連絡先を明らかにすること。  
また、添付ファイルの受信が可能な通信環境を整えること。
- ⑤ 全ての選手は中学校卒業以上であること。
- ⑥ 登録する選手の7名以上が船橋市在住・在勤・在学または船橋市内の小中学校のいずれかを卒業であること。
- ⑦ 登録チームは、S4級以上の公式審判員を3名以上帯同すること。
- ⑧ チーム登録申請の誓約書は内容について熟読し理解した上で、承認すること。
- ⑨ 登録選手全員が、傷害保険に加入していること。

4 チーム登録および選手の資格は登録料の納付の確認をもって発生する。

◎チーム登録料 ¥5,000

◎選手登録料 ¥1,700×登録選手数

5 選手の追加登録は所定の様式をもって随時行うこととする。ただし、出場資格は定められた登録料が指定口座に入金され、所定の手続きを完了した時点で発生する。

※所定手続き:システム手引きを参照し、前日までに申請・追加手続きを完了させること。

※選手の二重登録は認められません。

6 登録内容に変更が生じた場合は、所定の様式をもって速やかに第一種委員会事務局へ届けなければならない。また登録内容に虚偽の部分があった場合は、該当チームは規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。

7 登録選手は所属チームが当該大会へ出場しない場合に限り、他のチームの移籍選手として大会に出場することができる。

その場合も移籍チームの「選手登録チーム用申請フォーム」に登録をする。

### **第3条【大会】**

1 当委員会が主催または主管する大会は以下のとおりとする。

①春季市民体育大会(一般の部、シニアの部(0-40、0-50))

・試合形式は、ノックアウト方式とする。

②船橋選手権サッカー大会(一般の部、シニアの部 0-40)

・試合形式は、ノックアウト方式とする。

③秋季市民体育大会(一般の部、シニアの部(0-40、0-50))

・試合形式は、1回戦総当たり方式とする。

・大会の競技構成・リードについては、次の各号に定める通りとする。

一般の部はFを先頭に構成し、シニアの部はFSを先頭でブロック構成をおこなう。  
年代は最後に組合せ記述する。

2 各大会への参加は、当年度に加盟登録したチームおよび選手とする。

また、各大会の概要等は以下のとおりとする

\*一般の部は希望するチームおよび選手

\*シニアの部 0-40は希望するチームかつ当年度内に満35歳以上になる選手

\*シニアの部 0-50は希望するチームかつ当年度内に満47歳以上になる男性選手  
及び女性選手に限り年齢制限は設けない。但し高校生以上とする。

\*選手は健康診断(推奨)を受け健康であること。

### **第4条【罰則】**

1 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規程類に反する行為があった場合  
規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。

2 チーム警告の有効期間は当年度内とする。

### **第5条【報告書】**

1 会場報告書・審判報告書及びメンバーシートは運営委員が取りまとめの上、試合

当日(最低翌日)までに大会運営部の所定の連絡方法で送付する。

メンバーシートについては各運営委員で試合翌日から1ヶ月保管し、保管期限後については、適正な方法にて処分する。

2 以下の場合については、大会運営事務局及び大会運営委員長へ翌日までに送付する。

◎警告及び退場選手があった場合。

◎チーム警告に値する行為があった場合。

◎特に報告の必要があると判断した場合。

## **第6条【試合の運営】**

- 1 試合の運営には、各チームは各ブロック運営委員及び運営委員会に協力し、当該年度内に全日程を終了させる。
- 2 各会場に於ける設営、撤去は会場運営管理規程に沿うものとする。
- 3 各会場に於ける感染症に対する基本的な感染対策(開催制限、施設の使用制限など)については、サッカー協会特別措置に準ずるものとする。

## **第7条【表彰】**

### ・ノックアウト方式

1. 優勝、準優勝、3位のチームに景品を授与する。
2. 本大会の優勝及び準優勝チームには、翌年のシード権の資格を与える。
3. **ノックアウト方式の大会で優勝及び準優勝の成績を収めたチームには、当年中にサッカー協会関係のチーム(教職員・強化等)との試合の権利を与える。**  
この権利は行事調整で獲得した日程により市民大会の一環の行事ととして実施する。
4. **登録年度の春季大会、選手権大会で上位成績(準決勝進出)を収めた新規チームに限り秋季大会の1部参入の選択権を与える。**

### ・リーグ戦方式

【グループA】1部リーグ 優勝 準優勝 3位のチームに景品を授与する。

【グループB】2部リーグ 優勝 準優勝 3位のチームに景品を授与する。

- \* 0-50の大会に限り、得点王の選手(得点王は、年間に開催する大会の通算最多得点者とする)に景品を授与する。

### ・フェアプレー賞

**当年度に累計3大会以上に参加し、年間を通し反則または違反が一回もないチームに景品を授与する。**

## **第8条【その他】**

- 1 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、著しい不正行為等があった場合は、運営委員会で審議しその処分を決定する。

## **第9条【文書管理(規程類)の分類】**

- 1 第一種委員会の規程の棲み分けは、大会に関する「大分類を運営規程」、「中分類を競技規程」、「小分類を競技規則・規律懲罰規程」とする。  
大会会場のガイドラインとして「会場運営管理規程」を不随とする。  
ワリツケ式のトップダウン方式で文書を整理する。  
\* ワリツケ式のメリットは、スピーディーに分類できるうえに組織的な統制が可能な点となる。
- 2 GoalnoteCloud等、大会の結果を入力・集計機能を備えたサービス利用する場合、第一種委員会で開催する大会で必要となる規程内の項目は、大会毎のフォームに時宜を得た選択で記載する。

船橋市サッカー協会 第一種委員会

# 競技規程

==中分類==

2025年度

第1版

本規程は大会競技における中分類として大会の主幹となる内容を示す。

### **第1条【試合の方法】**

- 1 (公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- 2 試合時間は一般の部60分、シニアの部50分とする。
- 3 交代人数は無制限とする。ただし、出場選手は試合開始前に提出するメンバーシートに記載された選手でなければならない。
- 4 シニアの部は、シニアのみのローカルルールが適用されるため競技規則に準ずる。  
詳細は大会競技規則のフォームへ記載しなければならない。

### **第2条【試合の成立】**

- 1 出場選手は、船橋市サッカー協会に登録された選手に限る。  
未登録、出場停止中等の不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。ただし、既に行われた試合にはさかのぼらない。
- 2 1チーム7名以上にて試合成立とし、試合開始時間に選手が揃わない場合は、該当チームを棄権とみなす。
- 3 メンバーシートは試合開始時間前までに担当審判へ提出する。メンバーシートが提出されない場合は該当チームを棄権とみなす。
- 4 試合を棄権する場合は、必ず試合の5日前までに、対戦チーム代表者、審判チーム代表者及び運営委員長(秋季大会はブロック運営委員)に連絡する。
- 5 一方の責任により中止になった場合は、帰責事由のあるチームを0対5の負けとする。
- 6 チームが試合開始時刻の5分前に会場に到着していない場合は、試合前のメンバー表との突き合わせによる用具チェックができない為、試合の不成立とし運営規定に則りいかなる理由があろうとも棄権扱いとみなし不戦敗とする。
- 7 所定を超える棄権は当年度内2回限りとし、3回目の棄権は認めない。3回目の棄権した場合は、規律・懲罰規程に則り、厳罰を科す。

### **第3条【試合球】**

- 1 試合球は、(財)日本サッカー協会検定球(5号球)とする。
- 2 試合球は、1試合につき各チーム2個ずつ持ち寄り、主審が決定する。

### **第4条【ユニフォーム】**

- 1 ユニフォームは、フィールドプレイヤーとゴールキーパーのそれぞれが、正・副2種類を用意しなければならない。
  - \* 試合前にユニフォームの色が事前に話合われていた場合で不測の事態の備え、試合当日は必ず正・副2種類を用意しなくてはならない。

#### **【不測の事態とは】**

- \* 急遽、予定されていた色のユニフォームが揃わず、色が被ってしまった場合。
  - \* ゴールキーパーの負傷によりフィールドプレイヤーとゴールキーパーが代わる場合。
    - ・ フィールドプレイヤーがゴールキーパーとして交代する場合、**同じ背番号の色違いのユニフォームを着用**すること。元々ゴールキーパーが着用していたユニフォームと色が異なっても可とする。
- 上記が備えられず、不測の事態が起きてしまった場合には試合前であれば無効試合とし不戦勝、不戦敗扱いとする。  
また試合中の場合でも同様にその時点で試合は打ち切りとし、途中経過に関わらず、備えられなかったチームを不戦敗とする。

- 2 ユニフォームは、シャツ・パンツ・ソックスの正・副それぞれが明確に区別のできる異色のものとする。また、異色のものであっても、以下のような同色系の組み合わせは認めない。  
〈組み合わせ例〉  
白とグレー、赤とエンジ、赤とオレンジ、黄とオレンジ、青と紫、青と水色、青と紺 等
- 3 ユニフォーム(シャツ)の色は、審判服との混同を防ぐため、黒および紺は使用不可とする。ただし、パンツ、ソックスについてはこの限りではない。
- 4 ユニフォームには、はっきりと確認できる背番号をつけること。背番号のない選手または背番号の確認が困難な選手の出場は認めない。  
**また、胸番号及び腰番号をつける場合は、全て同一の番号でない場合の出場は認めない。**
- 5 ユニフォームはシャツ、パンツ、ソックスを着用し、それぞれ以下のとおりとする。  
・シャツ: 同一デザインのもの<注>を着用すること。  
〈注〉同一のものとは、以下の全てが同一のものを意味する。  
-色及び配色  
-襟の形状(襟の有無、デザイン等)  
-袖の形状(袖のデザイン等) ※長袖と半袖の混在は除く  
-シャツ全体のデザイン(ラインの有無、縞模様の幅や本数)  
-ロゴ(チームロゴやメーカーロゴ等の位置、色、大きさ等)  
・パンツ: 同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。)  
・ソックス: 同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。)
- 6 前項5のシャツについて、メーカー側の都合等で同一のものを用意できなくなった場合は、同一デザインでないシャツの使用について運営委員会へ申請し、特に認められた場合に限り使用できることとする。**ただし、3種類以上のデザインの使用は認めない。**
- 7 半袖シャツおよびパンツの下に着用するインナーについては、以下のとおりとする。  
・インナーシャツ: 半袖の主たる色と同色または白か黒で統一して着用可。  
長袖のユニフォームと半袖+インナーシャツが混在する場合にはどちらかに統一すること。  
・インナーパンツ: 着用する色は問わない。
- \* 上記、パンツ・ソックス・インナーパンツについては船橋市サッカー協会のみのローカルルールとして適用する。
- \* GoalNoteCloudの参加チームのユニフォームの色を確認し、対戦相手と事前に確認をすることを推奨する。
- \* 新規加盟のチームに対し、審判服と区別できる紺については、運営委員会で審議し一部、許容する。その場合、第一種委員会に相談する。

## 第5条【審判員】

- 1 審判は、以下のとおり行うこととする。
- ① 審判員は、試合を行うチーム以外の2チームより各2名の計4名を選出する。
  - ② 一方のチームの2名は主審と第4審判、他方のチームは副審を担当する。
  - ③ 主審については有資格者が行う。また、副審、第4審判についても有資格者が好ましい。
  - ④ 審判の割り当てについては、各ブロックで決定する。
- 2 審判員は、主審、副審とも審判服(黒:シャツ、パンツ、ソックス)を着用しなければならない。
- 3 半袖の審判服(シャツ)の下に長袖を着用する場合は、黒を着用すること。
- 4 審判員は必ず必要な用具(ホイッスル、カード、フラッグ、時計等)を使用する。  
\* ホイッスルについて通常ホイッスルを推奨するが、電子ホイッスルも可とする。  
但し、電子ホイッスルの使用については不測の事態に備え必ず予備を用いた上で使用すること。

### 【不測の事態とは】

- ・電池切れで使用できない場合。
- ・何かしらの接触不良、故障により使用できない場合。

## 第6条【昇格・降格】

- ・第一種委員会一般の部のクラブは下図のような構造となる
  - 【グループA】1部(F1)リーグ
  - 【グループB】2部(F2)リーグ
  - ・シーズン終了後の昇格・降格ルール
    - F2リーグからF1リーグへの昇格:2クラブ
    - F1リーグからF2リーグへの降格:2クラブ
  - ・昇格・降格クラブの決定方法
    - F2リーグからF1リーグへの昇格は、F2リーグ戦順位1位、2位のクラブを自動昇格とする。
    - F1リーグからF2リーグへの降格は、F1リーグ戦順位最下位2クラブを自動降格とする。
  - ・F1リーグは10チームを基準とし、F1リーグのチームが脱退した場合、自動降格チームの残留を運営委員会で審議し決定する。
  - ・リーグ戦の参加数で調整が必要な場合、F2リーグの3位以下の繰り上がり昇格も実施する場合もある。
- ・第一種委員会シニアの部O40のクラブは下図のような構造となる
  - 【グループA】1部(FS1)リーグ
  - 【グループB】2部(FS2)リーグ
  - ・シーズン終了後の昇格・降格ルール
    - FS2リーグからFS1リーグへの昇格:2クラブ
    - FS1リーグからFS2リーグへの降格:2クラブ
  - ・昇格2クラブの決定方法
    - FS2リーグからFS1リーグへの昇格は、FS2リーグ戦順位1位、2位のクラブを自動昇格とする。
    - FS1リーグからFS2リーグへの降格は、FS1リーグ戦順位最下位2クラブを自動降格とする。
  - ・FS1リーグは6チームを基準とし、FS1リーグのチームが脱退した場合、自動降格チームの残留を運営委員会(シニア委員会)で審議し決定する。
  - ・リーグ戦の参加数でブロックの調整が必要な場合、FS2リーグの3位以下の繰り上がり昇格も実施する場合もある。
- ・第一種委員会シニアの部O50のクラブは下図のような構造となる
  - 【グループA】(FS50)リーグ

船橋市サッカー協会 第一種委員会

# 競技規則

==小分類==

2025年度

第1版

本規程は大会競技における小分類として大会の細かな内容を示す。

## **第1条【競技形式】**

・ノックアウト方式は勝ち抜き方式とする。

1 試合時間は一般の部は、全て60分(30分ハーフ)シニアの部は、全て50分(25分ハーフ)とする。

2 ハーフタイムのインターバルは原則として5分とする。

3 延長戦は行わない。同点の場合は、PK方式により次戦への進出チームを決定する。

ただし、準決勝及び決勝戦については20分間の延長戦を行い、なおも決しない場合は、PK方式により勝敗をつける。PK方式の前のインターバルは1分程度とする。

・リーグ方式は1回戦総当たりとし順位を決定する。

1 時間は一般の部は、全て60分(30分ハーフ)シニアの部は、全て50分(25分ハーフ)とし

2 ハーフタイムのインターバルは原則として5分とする。延長戦は行わない。

3 順位は次に記すとおり、勝ち点・得失点差・得点率他の順によって決定する。

① 勝ち点(勝=3点、分=1点、負=0点)、② 得失点差(総得点-総失点)

③ 得点率(総得点÷総失点)、④ 当該チームの勝敗結果

## **第2条【移籍】**

・一般の部のノックアウト方式は、大会に参加していない船橋市加盟チームから選手の移籍出場が可能となる。但し、移籍する選手については1チームのみとする。

移籍出場は可とするが、移籍している選手が自チーム以外に重複して参加していないか移籍対象の選手を、代表者は管理徹底をおこなうこと。

・シニアの部は選手登録をしていれば、選手の貸し借りを許可し重複出場選手として出場可能とする。選手の貸し借りの人数は無制限とするが、勢力均衡(バランスオブパワー)を保つため、ピッチ内の出場選手は4名までとする。

\*シニアの部の代表者は貸し借りする選手の登録状況(年齢)を必ず確認する。

## **第3条【規則】**

1 大会参加申し込みした選手のうち、各試合の登録選手は無制限とする。競技開始前のメンバー票と試合時の背番号が一致すること。

シニアの部は、審判チェックの際、実際の年齢よりも若く見られる場合、身分証により年齢確認をする場合もある。

2 選手交代については交代票は不要とし、選手が第4審判に対して申告して行う。

① 原則、交代で出場できる選手は競技開始前にメンバーシートに登録した選手に限る。

・使用するメンバー票は第一種委員会指定の最新の「メンバーシート」を利用する。

・一般の部の移籍選手やシニアの部で借りている選手については、登録しているチーム名をメンバー票に記入する。

② 交代枠は1試合につき人数は無制限とする。

③ 一般の部は交代した選手は、その試合に再び参加することはできない。

④ シニアの部は交代したメンバーが再度交代メンバーにもなれる。

自由な交代を認める。交代の時は本部、審判に確認をし、指示を受けてから入る。

⑤ 試合開始の最少人数は7名とする。但し途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。

⑥ シニアの部は正当なものであっても、相手選手と接触あるいは干渉するスライディングプレーの禁止。(直接FK、イエローカード対象)

\*スライディングとは足以外の体の部位(太腿・お尻・手など)が地面に接することをいう。

\*スライディングについてはルール補足事項を参照する。

\*危険な行為及び非紳士的行為等で指示に従わない時は、レフリーの権限で選手交代を促すことができる。

\*シンビンの適用。

(退場とせず、交代を即し冷静な判断ができるようにし、再出場を認めるなどの誘導をする。)

3 飲水タイム・クーリングブレイクについては、7月～10月など熱中症の発症に影響を与えるおそれがある気温(当日の急激な気温の変化)または代表者から健康管理の観点で要請があった場合は、適切な運営管理をするため運営委員若しくは審判団に確認を取り適用、設けること。

4 主審(Referee)、副審(Assistant referee)は、審判員としての権威や権限を示す必要性からレフェリーウエアのソックスを下げてプレーをおこなう行為などはしないこと。

・審判の時間の割り当ては下記の通りとする。

＜一般の部＞

＜シニアの部＞

1日3試合の場合は、

第1試合⇒第3試合の両チーム

第1試合⇒第2試合のホームチーム

第2試合⇒第1試合の両チーム

第2試合⇒第1試合のホームチーム・第3試合アウェイチーム

第3試合⇒第2試合の両チーム

第3試合⇒第2試合のアウェイチーム

＜一般の部＞

＜シニアの部＞

1日2試合または4試合の場合は、

第1試合⇒第2試合の両チーム

第1試合⇒第2試合の両チーム

第2試合⇒第1試合の両チーム

第2試合⇒第1試合の両チーム

第3試合⇒第4試合の両チーム

第3試合⇒第4試合の両チーム

第4試合⇒第3試合の両チーム

第4試合⇒第3試合の両チーム

1日5試合の場合は、

第1試合⇒第3試合の両チーム

第1試合⇒第2試合のホームチーム

第2試合⇒第1試合の両チーム

第2試合⇒第1試合のホームチーム・第3試合アウェイチーム

第3試合⇒第2試合の両チーム

第3試合⇒第2試合のアウェイチーム

第4試合⇒第5試合の両チーム

第4試合⇒第5試合の両チーム

第5試合⇒第4試合の両チーム

第5試合⇒第4試合の両チーム

5 チーム内(選手)に新型コロナウイルス(COVID19)感染者が出て出場が許可されない場合、不戦敗とする。

6 棄権は下記の通りとする。

①棄権申し出のルールとして、試合開催日の「5日前を厳守」とする

②5日前の棄権申請は、懲罰は適用されない。

③棄権を申し出たチームは、負けとなり相手チームの(5-0)の勝ちとする。

④棄権した場合は、基本、審判員として4名派遣の審判責務が生じる。

但し、交流戦が組まれた場合のみ、その責務は免除される。

⑤一度棄権申し出をしたチームは、予定の日程が会場不良で中止・順延になった場合も予備日で対戦する日程は棄権による負けがそのまま適用される。

\* 棄権の申し出が5日前にておこなわれた場合

・選手不足での棄権申し出のチーム・相手チームも「助っ人は可」としての交流戦を認める。

1.運営委員が不在での交流戦は不可とする。

2.それ以外のルールは本大会の競技規則に則る。

3.交流戦としての対戦は運営部で調整し、連絡・実施させる。

\* 棄権の申し出が5日前を過ぎた場合

・交流戦は認めず、審判員として4名派遣の審判責務が生じる。

・試合開催日5日を過ぎてから棄権したチームは運営委員会で調査、審議し規律・懲罰規程に則り厳罰を科す。但し、感染症・伝染病など、特段の理由があり参加が難しい場合は運営部で審議・協議の上、厳罰を決定する。

## 7 報告は下記の通りとする。

### ・一般の部の報告

会場報告書と審判報告書は、主審が所定の様式にて試合の当日中に運営委員へ手渡しをおこない、運営委員は運営部に報告する。

メンバーシートについては、携帯端末で撮影した画像を対戦結果と共に運営委員へ報告する。  
(撮影画像は、記載内容が把握できるように撮影すること)

### ・シニアの部040の報告

審判報告は、主審担当チームが対戦結果を当日中にLINEにて運営委員へ報告する。

報告方法は、(前半〇-〇 後半〇-〇 合計〇-〇)とする。

警告者、違反も報告する。

高瀬まちかどスポーツ広場を使用する時は、倉庫内の石灰の残個数も報告する。

メンバーシートについては、携帯端末で撮影した画像を対戦結果と共に運営委員へ報告する。  
(撮影画像は、記載内容が把握できるように撮影すること)

### ・シニアの部050の報告

審判報告は、主審担当チームが対戦結果を当日中にLINEにて運営委員へ報告する。

報告方法は、(前半〇-〇 後半〇-〇 合計〇-〇)とする。

得点者は誤りがないようにメンバーシートの選手を確認し報告する

警告者、違反も報告する。

高瀬まちかどスポーツ広場を使用する時は、倉庫内の石灰の残個数も報告する。

メンバーシートについては、携帯端末で撮影した画像を対戦結果と共に運営委員へ報告する。  
(撮影画像は、記載内容が把握できるように撮影すること)

## 8 その他は下記の通りとする。

・会場に迷惑をかけないこと。(会場運営管理規程に則り、利用する)

・会場利用について、特例の案内が来た場合は、運営部は速やかに、別紙として注意喚起をおこなう。

・事故、ケガ等が発生した場合は、必ず運営部に報告する。また処置については、救急対応マニュアルを参照し救護については、各チームにて責任をもってあたること。

・事故による損害や賠償責任に対して補償が受けられるスポーツ保険を加入すること。

・新型コロナウイルス感染(COVID19)予防対策ガイドラインに沿って運営・参加する。

・コロナ対策関係は、健康チェックシート等、船橋市サッカー協会のガイドラインに従う。

・コロナワクチン接種後については、一時的に免疫力が下がることを避けるために激しい運動は禁止となるため、1週間程度、参加は無理をさせないようにチームで選手の管理をすること。

・サッカーの会場では一般利用者(女性・子供含む)も使用しているため、上半身裸や下半身を全て脱いで臀部(でんぶ)など他人が嫌悪するような方法で露出はしないこと。

・施設は、一般の利用者も使用しているため参加チームは第一種委員会で利用できる時間を厳守し、一般の利用者に迷惑をかけない行動をおこなうこと。

\* 開始時間前のグラウンド進入は禁止。

\* 終了後の一般利用者が使用する時間帯に居座る行為などはしない。

・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ): 9時~17時

・高瀬まちかど運動広場: 8時30分~16時30分

・運動公園自由運動広場: 8時30分~16時30分

船橋市サッカー協会 第一種委員会

# 規律・懲罰規程

2025年度

第1版

## **第1条【目的】**

本規程は、船橋市サッカー協会第一種委員会運営のもとに、第一種委員会が開催する公式試合(指導に関連した事案を含む)で発生した懲罰事案について公平公正ならびに適正にかつ迅速に対処することを目的とする。

## **第2条【規律・懲罰基準】**

船橋市サッカー協会第一種委員会の規程関連に準ずる。

1 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規程類に反する行為があった場合はチーム警告の対象とし、改善が認められない場合は、運営委員会にて審議の上、当年度のリーグ戦の勝点を減点(-3)とする。

2 当年度内に3回のチーム警告を受けた場合は、当年度の登録を抹消するとともに、該当チームの当年度における全ての資格及び権利は消滅する。また、特に悪質と認められる場合は、運営委員会にて審議の上処分を決定する。

〈注〉資格及び権利は消滅の定義は対象となる大会に限る。

3 チーム警告の有効期間は当年度内とする。

4 船橋市サッカー協会第一種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、著しい不正行為等があった場合は、運営委員会で審議しその処分を決定する。

5 大会運営部は大会中の懲罰を記録する。

「警告/退場/出場停止一覧」を大会運営部から発信し、出場選手の管理をおこなう。

なお、詳細な懲罰の決定は本規律・懲罰規程に則る。

## **第3条【適用範囲】**

船橋市サッカー協会一般の部・シニアの部が主催、主管の公式試合のリーグ戦及びトーナメント戦に適用する。

\* 公式試合

・船橋市春季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40、50

・船橋選手権サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40

・船橋市秋季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40、50

\* 非公式試合(サッカー協会主催大会、交流戦など)

## **第4条【対象となる者】**

船橋市サッカー協会第一種委員会に加盟登録する団体および個人(選手、監督、コーチ、役職員その他の関係者=以下選手等)であり、一般の部、シニアの部が開催する公式試合(交流戦含む)にかかわる者である。

## **第5条【懲罰決定】**

競技における違反行為については、運営委員会が事実確認ならびに上申を行い、調査、審議し懲罰を決定・適用する。

## **第6条【懲罰の公表】**

本協会は、第一種委員会の運営委員会が決定した懲罰を公表する。

ただし、本協会の諸規則に別段の定めない限り、公表に当たり、被処分者、被害者又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、本協会は、当該権利を侵害する恐れがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

## 第7条【違反行為の種類】

◎競技における違反行為

◎選手の登録、契約および移籍等に関する諸規則に関する違反行為

◎その他違反行為

## 第8条【競技および運営委員会における懲罰基準】

### 1. 警告

本協会、運営規定および競技規則に基づき警告を命じた場合で、以下に該当する場合、運営委員会は規則に定め、懲罰を科す。

・プレー中の違反行為

	内容	懲罰基準
懲罰	・異なる試合における累積警告による場合	累積警告の有効期間は、当該大会期間中とし、トーナメントにおける警告処分は、持ち越さないものとする。
	・同一試合中に二つ目の警告を受け、退場の場合	同一大会で累積2回の警告を受けた者は、次の公式戦1試合を出場停止とする。

### 2. 退場

本協会、運営規定および競技規則に基づき退場を命じた場合で、以下に該当する場合、運営委員会は規則に定め、懲罰を科す。

	内容	懲罰基準		懲罰
1	・著しく不正なプレーを犯す	著しい反則行為(退場を命じられた者)		次の公式試合1試合の出場停止
2	・乱暴な行為を犯す	2-1	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する行き過ぎる挑発行為	最低1ヵ月の出場停止
		2-2	審判員に対する暴行・脅迫および障害の意図のない乱暴な行為	最低1ヵ月の出場停止
3	・攻撃的な、侮辱的なあるいは下品な発言や見振りをする	3-1	他の競技者、その他の協議に立ち会っている人々に対する侮辱	最低1ヵ月の出場停止
		3-2	審判、副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低1ヵ月の出場停止

・乱闘または喧嘩に関与した者に対しては出場停止処分を科す。

ただし乱闘・喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離だけのことをしようとした者は懲罰を受けない

### 3. その他違反行為

#### 3-1. 出場資格のない選手の公式試合(非公式試合含む)への出場(虚偽)

	懲罰基準	懲罰	
1	・当該選手が所属するチーム	故意／過失	チーム警告1 勝点-3
	・出場させたチーム		チーム警告1 勝点-3
	・出場した選手	処分決定日から半年(6カ月)の出場停止を科す	

#### 3-2. 警告の無視

	懲罰基準	懲罰
2	・運営部(事務局による直接通知)からの再三の警告および注意にも関わらず改善の兆しがないまたは認められない場合	チーム警告1

\* 再三の警告および注意の定義は、事務局から注意勧告の通達後に起きた場合。

運営委員の直接注意ではなく状況を審議後に、事務局から対象チームに通達をしてからの対象

#### 3-3. 棄権・放棄／拒否・遅刻

	内容	懲罰基準	懲罰
3	・棄権	試合開催日5日前の棄権 * 交流戦は実施可。(助っ人も可) 但し最少人数は7名以上とする。	勝敗0-5の負け 審判4名派遣
		試合開催日5日を過ぎてからの棄権 * 交流戦は不可。	チーム警告1 勝敗0-5負け 審判4名派遣
		無届 (規程の日時(開始時刻)まで連絡なし) * 但し、審判拒否の場合のチーム警告は 加算されない	チーム警告2
		遅刻(試合時間・審判時間) * 開始5分前に会場に着いてない場合、理由があっても棄権とする	チーム警告1 勝敗0-5負け
		審判対応の拒否	チーム警告1
		審判対応の拒否(2回目以降)	チーム警告1 勝点-3

### 3-3. 棄権・放棄／拒否・遅刻

	内容	懲罰基準	懲罰	
3	・放棄／拒否	試合、審判の放棄	チーム警告2	
		審判の拒否	最終節以外	勝点-6
			最終節に限り	勝点-3
			但し、別日に代替審判を行った場合は、勝ち点 減点の処分は無いものとする	
試合会場の準備・片づけの放棄		1回目は注意 2回目以降は 勝ち点-3		

### 3-4. 破損行為

	懲罰基準	懲罰
3	・選手などによる競技場または関連施設における故意による器物破損行為に関した者に対しては処分を科す。	チーム警告2

\* 賠償責任が発生する事案についてはチームまたは選手が加入している保険で責任を負う

### 3-5. 刑事罰

	懲罰基準	懲罰	
6	・本協会に登録している者が刑法等に定められる犯罪を犯した場合、処分を科す。(行政罰、民事罰も審議の対象とする)	運営委員	解雇
		選手	選手登録を抹消 最低1年間の選手登録禁止

船橋市サッカー協会 第一種委員会  
会場運営管理規程

2025年度

第1版

## **第1条【目的】**

本規程は、船橋市サッカー協会第一種委員会の役職員(運営委員)が第一種委員会が開催する公式試合(交流戦含む)を適正に管理・運営することを目的とする。

## **第2条【適用範囲】**

本規程は会場運営のためのガイドラインとして位置付け、第一種委員会の一般の部・シニアの部の運営が管理する公式試合のリーグ戦及びトーナメント戦(交流戦含む)に適用する。

### \* 公式試合

- ・船橋市春季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40、0-50
- ・船橋選手権サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40
- ・船橋市秋季市民サッカー大会 一般の部、シニアの部0-40、0-50

### \* 非公式試合(サッカー協会主催大会、交流戦など)

## **第3条【対象となる者】**

船橋市サッカー協会第一種委員会の役職員(運営委員)および各チームの代表者。一般の部、シニアの部が開催する公式試合(交流戦含む)にかかわる者である。

## **第4条【大会管理】**

### 1. 会場の使用について

- ①利用施設に対して借用する備品の利用については大事に扱わせる。
- ②サッカーの会場では一般利用者(女性・子供含む)も使用しているため、上半身裸や下半身を全て脱いで臀部(でんぶ)など他人が嫌悪するような方法で露出はしない。
  - \* ユニフォームの着替えは最低限、自家用車でさせること。(インナーシャツ着用時を除く)
- ③施設は、一般の利用者も使用しているため参加チームは第一種委員会で利用できる時間を厳守し、本協会以外の一般利用者に迷惑をかけない行動をするように促す。
  - \* 開始時間前のグラウンド進入はさせない。
  - \* 高瀬まちかどスポーツ広場は、少年野球場に入らせない。
  - \* 運動公園自由運動広場グラウンド脇の緑地に侵入・通行している場合は注意する。
  - \* 終了後の一般利用者が使用する時間帯に居座る行為はさせない。
  - \* シニアの部については午後開催の場合、特に利用時間を守らせる。
    - ・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ): 9時~17時
    - ・法典公園球技場(グラスポ): 9時~17時
    - ・高瀬まちかどスポーツ運動広場: 8時30分~16時30分
    - ・運動公園自由運動広場: 8時30分~16時
- ④管理事務所、管理人がいる施設を利用・撤収する場合は、使用の始終を伝える。
- ⑤運営委員が不在の会場での交流戦の開催はしない。

### 2. 駐車場について

- ①高瀬まちかどスポーツ広場の駐車台数は1チーム5台までの制限を周知する。  
高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場入口が塞がっている場合は、運営委員に連絡させる。
- ②船橋市運動公園自由運動広場の利用時は、馬込斎場の駐車場には絶対に駐車させない。
  - \* 運営部は馬込斎場に駐車しない様に、代表者を通じて周知をおこなう。
- ③法典公園球技場(グラスポ)及び高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、障がい者用スペースに駐車させない。
- ④法典公園球技場(グラスポ)の駐車場は、極力、第2駐車場に停車させる。
- ⑤船橋市運動公園自由運動広場、法典公園球技場(グラスポ)は有料。を認識させる。

### 3. 試合成立について

- ① 当日の午前の運営担当は試合開始1時間前にグラウンドに到着し、第一試合開始前までには利用施設の管理事務所に当日の使用許可書の提出する。
  - ・法典公園球技場(グラスポ)は、管理事務所で、「船橋市有料公園施設・附属設備使用許可書申請書」を記入する。
  - ・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、管理事務所に使用許可書を提出する。
  - ・高瀬まちかどスポーツ広場は、若松公園内の管理棟にあるポストに使用許可書を投函する。管理事務所の担当者がいる場合は手渡し可。
  - \* 使用許可書の提出が不要な施設の法典公園球技場(グラスポ)、船橋市運動公園自由運動広場は、管理事務所に使用の旨を連絡する。  
(船橋市運動公園自由運動広場は陸上競技場側の管理事務所)
- ② 雨天などで第一試合でのグラウンドコンディション不良。(泥濘でラインが引けない)場合は、第一試合の両代表と協議のもと、当日朝7時30分頃までに相談の上、中止を決定する。
  - \* 第二試合以降も開始前にグラウンドコンディション不良で審判のジャッジが適正にできない場合は審判から運営委員へ相談し、中止の判断をおこなう。
  - \* グラウンドコンディションが荒れるレベルの雨が降っている、もしくは予想される場合は前日に中止されることもある。
- ③ 試合途中でも雷鳴が聞こえたり雷雲が近づいたりする様子がある時や、豪雨・雷による中断、中止の判断は、審判団及び両チームおよび会場責任者が判断する。
- ④ 試合を中止する場合、運営担当チームは全チーム及び担当審判に、速やかに決定内容をメール・LINEにて連絡する。
- ⑤ 第一試合のチームは、決定時刻と試合時刻のタイムラグの為、原則としてグラウンドへ向う。
  - \* 前日からの悪天候やその延長などが考えられる場合は、事前の中止決定もやむを得ない。  
(運営委員および大会運営委員長と相談の上、決定後速やかにリーグ内に周知する)
- ⑥ 行事申請していない大会は、法典公園球技場(グラスポ)および高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)を使用する場合は、参加チームに使用料の支払いが発生するので、回収する。
  - \* 運営部は市民大会で法典公園(グラスポ)、高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の支払いが発生する可能性がある時は、事前に事務局が手続きをおこなう。

### 4. 会場の設営について

- ① 第一試合該当チームは運営担当チームの指示に従いゴールの設置、コーナーフラッグの設置の会場設営に協力させる。

#### 「受付の設営」

- ② 以下の準備が完了しているか確認する。
  - ・ゴールの設置(ネットの補修が必要かも含めて確認する)  
(高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)はゴールを運び設置する)
  - ・コーナーフラッグ(法典公園球技場(グラスポ)は、管理事務所で借りる)  
(法典公園球技場(グラスポ)、運動公園自由広場は借りて運搬する)
  - ・グラウンドにラインを引く。(高瀬まちかどスポーツ広場、船橋市運動公園自由運動広場)
    - \* 船橋市運動公園自由運動広場借りて運搬する。  
巻き尺(メジャー)を使用させること。
      - \* 巻き尺は、雨泥で汚れた場合は、水道で泥を洗い流すことを認識させる。
  - ・高瀬まちかどスポーツ広場はポイントがあるので確認して引かせる。
    - \* ポイントが無くなっている場合は、運営委員から運営委員会に申し出をおこなう。
  - ・船橋市運動公園自由運動広場はポイントがないので、注意して引かせること。
  - ・高瀬まちかどスポーツ広場・船橋市運動公園自由運動広場は第一試合の両チームにグラウンドにラインを引かせる。
  - ・凸凹やぬかるみ等のある場合は、トンボなどでグラウンドを整地させる。
  - ・水溜まりがある場合は、  
高瀬まちかどスポーツ広場はスポンジとバケツを使用し、吸取りながらトンボで整地させる。  
船橋市運動公園自由運動広場はトンボで整地させる。  
(第一種委員会 で用意・設置してある土が会場にある場合、整地で使用しても良い)
  - ・高瀬まちかどスポーツ広場はにテントがある場合は設置させる。(熱中症対策)

## 5. 試合開始前の確認について

- ・運営委員は①項を認識し、審判員に注意喚起をすると共に把握できる範囲で選手の確認をおこなう。
- ①.選手は、本年度の選手登録手続きが完了した者に限る。
  - \* 移籍選手については、チームの選手登録票に記載してある移籍選手であり第一種委員会に提出した者。
  - \* シニア大会に出場できる選手は、選手登録チーム申請名簿の申請資格区分でシニア040およびシニア050を選択した者。
  - \* 追加選手の参加は、システム手引きを参照し、所定の書類を持って前日までに申請・追加料金の振り込みを完了した者。選手の二重登録は認めない。
- ・運営委員は審判に②～⑧項を守らせること
- ②.メンバーシートはゲーム開始5分前に審判に提出させる。
- ③.メンバーシートは第一種委員会指定の最新のものを利用させる。
- ④.移籍や助っ人の選手については、登録しているチーム名をメンバーシートに記入させる。
- ⑤.試合開始の最少人数は7名とする。但し途中の退場処分や負傷によるフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗となる。
- ⑥.審判担当チームはメンバーシート(1部)の提出を促す。
  - \* 審判員は、試合を行うチーム以外の2チームより各2名の計4名を選出し、一方のチームは主審と第4審判、他方のチームは副審を担当させる。
  - \* 主審については、必ず有資格者に実施させること。また、副審及び第4審判についても有資格者が行うことが好ましい旨を、各チームに認識させる。
  - \* 審判委員会担当の準決勝および決勝戦については、マネージャーミーティングを行い試合時間、給水の有無など必要事項を確認させる。
- ⑦.試合球を各チーム2個を持ち寄り、主審に空気圧のチェックをお願いする。
  - \* ボールはチーム名が記載されたものを使用すること。
- ⑧.副審の2人1組でそれぞれの用具チェックを行う。

## 6. 試合中の運営について

- ①.法典公園球技場(グラスポ)使用は、ボールがテニスコート側に飛んだ場合、飛んだ方向のテニス競技者に大きな声で声をかけて危険を知らせるように認識させる。
- ②.高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場・グランド内に野球利用者がサッカー場敷地内へ侵入している場合は、お互いの安全の確保やトラブルを避ける事を目的に、当日の運営委員がコミュニケーションを取る目的で、適切な言葉で野球関係者へ注意喚起をおこなう。
- ③.主審は副審とアイコンタクトを取り、ホイッスルに合わせてストップウォッチを押す。
- ④.選手交代については交代票は不要とし、選手が4審判に対して申告させる。
  - \* 4審は用具のチェックを行う。
  - \* アウトオブプレーのタイミングでアウトする選手の番号を主審にわかるように声掛けする。
  - \* 主審の入場指示に従い交代選手を入場させる。
  - \* アウトする選手に対して最も近いタッチラインまたはエンドラインから外に出るように促す。
  - \* アウトする選手がタッチラインまたはエンドラインから出るまで入場させない。
- ⑤.飲水タイムは水を取るためだけの時間であり、戦術的な行為(指示、選手交代等)は行えないことを認識させる。
  - \* タッチライン沿いで水を取るよう指示する。(極力ピッチを出さないよう注意する)
  - \* 飲水タイム中に選手交替の準備をすることは妨げないが、選手交替は飲水タイム後に試合再開のタイミングで行う。
- ⑥.クーリングブレイクはテント、ベンチなどの日差しを避けられる場所に一時退避させること。
  - \* クーリングブレイクでの交代は認める。
  - \* 時間内に手続きを行い、入場はハーフタイム同様主審の指示に従い入場する。
- ⑦.高瀬まちかどスポーツ広場、船橋市運動公園自由運動広場は、試合やトンボかけによって消えたり薄くなったりしたラインは、試合の進行に重大な支障があるので、ラインの引き直しを運営委員が対象チームに促し実施させる。
  - ・1日の試合数が2試合および3試合の場合は、引き直しはおこなわない。
  - ・1日の試合数が4試合の場合は、第3試合の両チームが第2試合終了後に引き直しをおこなう。
  - ・1日の試合数が5試合の場合は、第4試合の両チームが第3試合終了後に引き直しをおこなう。

## 7. ハーフタイム中について

- ①各チームに対して交代選手がいる場合には早めに手続きを行うように促す。
- ②後半開始にあたり、交代選手は前半から継続して出場している選手と明確に区別するために、センターライン付近のタッチラインで待機させ、主審の合図でピッチに入場させる。
- ③試合毎のトンボかけについては、雨等によってできたぬかるみ部分を重点的に行い、グラウンドの凸凹を極力少なくするように努めさせる。  
但し、グラウンド状況に問題がなければ行う必要はない。

## 8. 救急対応について

- ①サッカー競技中に健康にかかわる不測の事態により緊急の対処が求められた際は、事態の悪化防止と人命救助の補助を優先におこなう。

## 9. 試合終了時の運営について

- ①担当した主審チームに審判報告書を提出させ記録を確認する。(得点結果、警告退場)  
\* 警告・退場があった場合は特記しておく事項があれば特記事項欄に記録を残させる。
- ②主審及び副審・4審に審判報告書の用紙にサインをもらう。
- ③審判報告書とメンバーシートは会場にいる運営委員に手渡す事を理解させる。
- ④高瀬まちかどスポーツ広場のボールロストについては、当日に高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)の管理事務所に報告させる。

## 10. 会場撤収について

- ①最終試合を担当する両チームはゴール、コーナーフラッグ、ラインカー(テントの設置がある場合はテントも)の片づけを実施させる。  
\* 高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、台車にコーナーフラッグを載せ倉庫に返却した後に管理事務所に片づけ完了の連絡をする。  
\* 法典公園球技場(グラスポ)は、台車にコーナーフラッグを載せて、会場の門を閉めて、管理事務所に返却する。  
\* 船橋市運動公園自由運動広場は、台車にラインカー、コーナーフラッグを載せ、陸上競技場側の倉庫に片づけさせる。  
\* 高瀬まちかどスポーツ広場は、倉庫にコーナーフラッグを倉庫に片づけさせる。  
・当日に開催が2試合、3試合の場合は、試合終了後にラインカーを倉庫に片づけさせる。  
・当日に開催が4試合の場合は、第3試合の両チームにラインの引き直しを実施させ、第3試合終了後にラインカーを両チームに倉庫に片づけさせる。  
ラインカーの石灰は倉庫のポリタンクに入れ替えるように指示をおこなう。
- ②受付を設けた場合は、最終試合を担当する両チームで片づけを実施させる。  
・高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)は、管理棟に返却する。  
・法典公園球技場(グラスポ)は、グラウンド付近のトイレ脇の倉庫に返却する。  
・シャッターは閉めてカギを掛けて、管理事務所に返却する。  
・船橋市運動公園自由運動広場は、陸上競技場側の倉庫管理室に伝え、撤去依頼をする。  
・高瀬まちかどスポーツ広場は、倉庫に片づける。
- ③会場内に忘れ物、ゴミが落ちていないかを見回りをおこない最終確認をする。  
・ゴミは必ず、各チームに促し持ち帰らせること。特にペットボトル、タバコ、テーピング屑等の不始末が多く見受けられるので、十分に留意する。
- ④高瀬まちかどスポーツ広場の左側倉庫②の扉をカギで施錠し、カギは右側の倉庫①に入れ倉庫①は南京錠で施錠する。
- ⑤高瀬まちかどスポーツ広場の駐車場は、施錠が必要となることからサッカー協会が会場使用が最後の場合は駐車場の入り口を施錠する。  
運営委員は、最終の試合の選手の帰宅準備が明らかに遅い場合は、急ぐ様に促す。

## 11. その他

- ・事務棟の位置を理解し、受付の付設置が必要であれば下記を参照する。  
\* 法典公園球技場(グラスポ)



\* 高瀬下水処理場上部運動広場(タカスポ)



\* 高瀬まちかどスポーツ広場

・若松公園内の事務所に許可書を投函(牛乳ポストに会場の南京錠の鍵が入っている)



\* 船橋市運動公園自由運動広場

